

尾張旭市監査公表第28号

平成28年11月1日付け尾張旭市監査公表第24号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年12月1日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

こども子育て部こども課（定例監査時：健康福祉部こども課）

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
本地ヶ原児童館空調設備取替工事に係る契約について、支出負担行為が行われていない。当該契約は、尾張旭市会計規則第35条により支出負担行為の決議が必要である。	尾張旭市会計規則に基づき、適切に事務処理を行うよう徹底します。